

琴浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 23 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成 30 年 10 月 2 日

琴浦町長 小松 弘明

人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）（単位：人）

	競争試験		
	男性	女性	計
一般行政職	4	8	12
技能労務職	0	1	1
計	4	9	13

(2) 職員の退職の状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）（単位：人）

	一般行政職		技能労務職		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
定年退職	3	4	0	2	3	6	9
勸奨退職	0	0	0	0	0	0	0
応募認定退職	2	0	0	0	2	0	2
普通退職	2	4	0	0	2	4	6
分限免職	0	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	0	0	0	0	0	0	0
失職	0	0	0	0	0	0	0
死亡退職	0	1	0	0	0	1	1
計	7	9	0	2	7	11	18

(3) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況 (平成30年4月1日現在) (単位:人)

部門	区分	職員数
普通会計部門	一般行政部門	165
	教育部門	32
	小計	197
公営企業等会計部門		20
合計		217

イ 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在) (単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	10	25	28	32	19	30	30	14	9	14	6	217

ウ 職員数の推移

(単位:人)

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人数	221	222	221	216	224	217

(4) 職員の人事評価の状況

評価の回数	2回
評価の時期	9月、3月

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成30年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成29年度	17,653人	113億6,554万6千円	3億2,606万8千円	14億9,231万5千円	13.1%

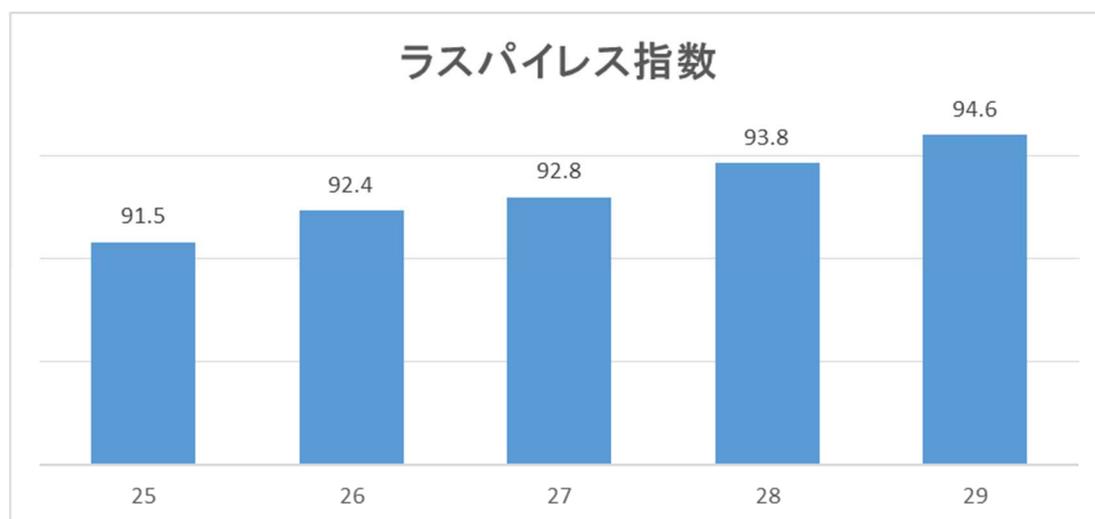
*人件費には、特別職に支給される給料、報酬等も含む。

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給与費				1人あたりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成29年度	205人	6億2,969万8千円	5,931万円	2億5,409万4千円	9億4,310万2千円	460万1千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
琴浦町	39.8歳	280,167円	306,042円
国	43.5歳	329,845円	410,940円

(イ) 現業職（国は技能労務職）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
琴浦町	55.3歳	311,986円	321,209円
国	50.7歳	286,817円	328,637円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

イ 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		琴浦町	国
一般行政職	大学卒	179,200円	179,200円
	高校卒	147,100円	147,100円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	256,310円	310,116円	349,064円
	高校卒	206,300円	281,667円	295,300円
現業職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	31	24.0	142,600円	247,100円
2級	主事	17	13.2	192,700円	303,800円
3級	係長・主任	40	31.0	228,900円	349,600円
4級	課長補佐	26	20.2	262,000円	380,600円
5級	課長	11	8.5	288,000円	392,600円
6級	課長	4	3.1	318,500円	409,800円
計		129	100		

- (注) 1 琴浦町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	琴浦町		国
1人当たり平均支給額 (平成29年度)	1,240千円		
平成29年度支給割合	期末手当	勤勉手当	左に 同じ
	6月期 1.225(0.625)月分	0.85(0.4)月分	
	12月期 1.375(0.800)月分	0.95(0.4)月分	
	計 2.6(1.425)月分	1.8(0.8)月分	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	6級 15% 4・5級 10% 3級 5%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

平成29年12月から実施

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

		自己都合	定年	国
支給率	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	左に同じ
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置		退職時特別昇給 無		
1人あたり平均支給額		941千円	17,442千円	—

(注)退職手当の1人あたり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	1,811万9千円
職員1人あたり平均支給年額（29年度決算）	9万1千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000 子 8,000 子(配偶者なし) 10,000 子(特定期間) 加算 5,000円 父母等 6,500 父母等1人目(配偶者なし) 9,000	同		1,605万4千円	191,119円 (84名)
住居手当	家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え、55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	同		517万9千円	272,579円 (19名)
通勤手当	交通機関などの利用者 最高限度額 55,000円 自動車などの利用者(通勤距離2km以上) 2,000円～31,600円	同		1,099万4千円	59,750円 (184名)
管理職手当	総務課長 48,000 その他の課長 40,000 参事等 20,000	異		876万8千円	381,217円 (23名)

(5) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

		給料月額等		
給料	町長	827,000 円		
	副町長	662,000 円		
	教育長	621,000 円		
報酬	議長	331,000 円		
	副議長	240,000 円		
	議員	224,000 円		
期末手当	町長	29 年度支給割合		
	副町長		3.25 月分	
	教育長	加算	月額×1.2	
	議長	29 年度支給割合		
	副議長		3.25 月分	
	議員	加算	月額×1.2	
退職手当		支給率	1 期の手当額	支給時期
	町長	500/100	16,540,000 円	任期毎に支給
	副町長	280/100	7,414,400 円	任期毎に支給

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの、平成29年4月1日現在）

1 日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成29年1月1日～平成29年12月31日）

総付与日数(A)	総使用日数(B)	全対象職員数(C)	平均使用日数(B/C)	取得率(B/A)
7,650 日	2,160 日	198 人	10.9 日	28.2%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

時間外休日勤務総時間数 (1 年間)	職員一人当りの時間外・ 休日勤務月平均時間数
14,212 時間	5.9 時間

(4) 主な特別休暇の状況 (平成 30 年 4 月 1 日)

主な特別休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
ボランティア休暇	ボランティア活動に参加する場合	年 5 日の範囲内	同じ
結婚休暇	職員が結婚した場合	連続する 7 日以内 (週休日等を含む)	連続する 5 日以内 (週休日等を含む)
産前産後休暇	女性職員が出産した場合	産前 8 週・産後 8 週	産前 6 週・産後 8 週
夏季休暇	夏季における諸行事等のため	3 日	同じ

4 職員の休業に関する状況

(単位：人)

	平成 29 年度新規取得者			前年度からの継続取得者		
	男性	女性	計	男性	女性	計
育児休業	2	6	8	0	6	6
育児部分休業	0	1	1	0	1	1
自己啓発等休業	0	0	0	0	0	0
配偶者同行休業	0	0	0	0	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日) (単位：人)

内容	降格	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	3	0	3
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

(2) 懲戒等処分者数（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）（単位：人）

内容	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
信用失墜行為をした場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	0	1

6 職員のサービスの状況

営利企業等従事許可の状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）（単位：人）

内容	人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねようとする場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営もうとする場合	1
報酬を得て事業又は事務に従事しようとする場合	5
計	6

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）（単位：人）

	対象者数	受診者数
人間ドック	114	114
健康診断	294	283
計	408	397

（特別職、臨時職員等を含む）

(2) 福利厚生事業の状況

ア 一般財団法人 鳥取県市町村職員互助会について

(ア) 負担率（平成 29 年度）

	職員掛金	町負担金	負担割合（職員：町）
給料に係る率	2.0/1,000	2.0/1,000	1：1
期末手当等に係る率	2.0/1,000	2.0/1,000	1：1

(イ) 平成 29 年度琴浦町負担金決算額

206 万 6 千円（職員一人当たり 9,263 円）

(ウ) 事業内容

給付事業	出産祝金、結婚祝金、入学(就職)祝金、退会せん別金、弔慰金
福祉事業	宿泊保養施設利用助成、インフルエンザ予防接種助成、健康ウォーク、健康セミナー

イ 琴浦町職員厚生会について

(ア) 負担率 給料の 4.5/1,000

(イ) 平成 29 年度琴浦町補助金決算額 0 円

(ウ) 事業内容

給付事業	結婚祝金、出産祝金、傷病見舞金、慰労金、脱退給付金、弔慰金
厚生事業	各種スポーツ大会参加助成、職員交流事業、清掃活動事業